

根室市選挙管理委員会告示第 6 号

根室市選挙管理委員会事務専決規程をここに公布する。

令和3年3月1日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴 谷 良 憲



根室市選挙管理委員会事務専決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、根室市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の専決に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の専決事項)

第2条 根室市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる以外の事務を専決することができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第1項の規定による署名簿の署名の効力を決定すること。
- (2) 地方自治法第74条の2第5項の規定による署名簿の署名の効力に関する異議の申出に対する決定をすること。
- (3) 地方自治法第143条第1項の規定による市長の被選挙権の有無を決定すること。
- (4) 地方自治法第184条第1項の規定による根室市選挙管理委員の選挙権の有無を決定すること。
- (5) 地方自治法第185条第1項の規定による委員長が退職しようとするときの承認に関すること。
- (6) 地方自治法第187条第1項の規定による委員長の選挙に関すること。
- (7) 地方自治法第189条第2項ただし書の規定による委員会の同意に関すること。
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条の規定による投票区を設定すること。
- (9) 公職選挙法第22条及び第26条の規定による選挙人名簿の登録並びに同法第30条の6第1項の規定による在外選挙人名簿の登録に関すること。
- (10) 公職選挙法第22条第1項ただし書き及び第2項の規定による選挙人名簿の登録の日を変更すること。
- (11) 公職選挙法第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日を定めること。
- (12) 公職選挙法第24条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び同法第30条の8の規定による在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に対する決定をすること。
- (13) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第21条第1項の規定による選挙人名簿の再調製及び同令第23条の16の規定による在外選挙人名簿の再調製について必要な事項を定めること。
- (14) 公職選挙法第28条の規定による選挙人名簿の抹消及び同法第30条の11の規定による在外選挙人名簿の抹消に関すること。
- (15) 公職選挙法第33条及び第34条の規定による選挙の期日を決定すること。
- (16) 公職選挙法第37条第2項及び第48条の2第5項並びに公職選挙法施行令第24条第1項の規定による投票管理者及び同職務代理者を選任すること。
- (17) 公職選挙法第38条第1項及び第48条の2第5項の規定による投票立会人を選任すること。
- (18) 公職選挙法第39条の規定による投票所を設ける場所を指定すること。
- (19) 公職選挙法第40条の規定による投票所の開閉時刻を変更すること。
- (20) 公職選挙法第56条及び第57条の規定による繰上投票及び繰延投票の期日を決定すること。
- (21) 公職選挙法第61条第2項及び公職選挙法施行令第67条第1項の規定による開票管理者及び同職務代理者を選任すること。
- (22) 公職選挙法第63条の規定による開票所を設ける場所を指定すること。
- (23) 公職選挙法第64条の規定による開票の日時を決定すること。
- (24) 公職選挙法第75条第3項及び公職選挙法施行令第80条第1項の規定による選挙長及び同職務代理者を選任すること。
- (25) 公職選挙法第77条第1項の規定による選挙会を開く場所を指定すること。
- (26) 公職選挙法第78条の規定による選挙会の日時を決定すること。
- (27) 公職選挙法第79条の規定による開票の事務を選挙会の事務に併せて行うかどうかを決定すること。
- (28) 公職選挙法第101条第2項の規定による当選人に当選を告知し、当選人の住所及び氏名を告

示すること。

- (29) 公職選挙法第144条の2第1項の規定による公営ポスター掲示場の設置場所を定めること。
 - (30) 公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会の施設を指定すること。
 - (31) 公職選挙法第196条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を告示すること。
 - (32) 公職選挙法第197条の2第1項の規定による報酬及び実費弁償の額を決定すること。
 - (33) 公職選挙法第205条第1項の規定による選挙の効力に関する異議の申出に対する決定をすること。
 - (34) 公職選挙法第209条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出に対する決定をすること。
 - (35) 北海道議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和42年北海道条例第2号）第1条第2項の規定による公営ポスター掲示場の設置場所を定めること。
 - (36) 委員会の権限に属する事務について規程等を定め、又は改廃すること。
 - (37) 各法令において前各号に規定する事項を準用していること。
- 2 委員長は前項の規定により専決できる事務であつても、特に委員会の議決を必要と認めるものについては、これを委員会に提案しなければならない。

（事務局長の専決事項）

第3条 委員会事務局長（以下、「局長」という。）は、根室市専決規程（昭和40年根室市訓令第8号）第4条共通事項に定める事務のほか、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 軽易又は成規定例の事項に関する照会、回答又は通知
 - (2) 成規定例による証明及び文書の閲覧謄本の交付又は送付
 - (3) 成規定例による各種通知書その他文書の交付又は処理
 - (4) 成規定例に抵触しない範囲の書類訂正
 - (5) 各種調査資料の収集
 - (6) 成規定例その他軽易な諸願届出の処理
 - (7) 各種印刷物の配付
 - (8) 保管物品の公共用一時貸付
 - (9) 定例の調査統計類の作成及び報告
 - (10) 主査以下の外勤命令及び出張命令（宿泊を伴わない）
 - (11) 歳入の調定
 - (12) 主査以下の通例の服務に係る諸届の処理
 - (13) その他前号に準ずる軽易な事項
- 2 前項の規定において、重要又は異例に属するものは、委員長の決裁を受けなければならない。（不在における代決）

第4条 委員長が不在の場合は局長がその事務を代決する。

- 2 局長が不在の場合は主査がその事務を代決する。
- 3 主査が不在の場合は上席の書記が順次その事務を代決する。
- 4 第1項及び第2項の規定により代決した事項はそれぞれ後関を受けなければならない。

附 則（令和3年3月1日選管告示第6号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。